

使用済み生活応援商品券の換金申請は 11月30日までに

10月31日(出)で使用期間が終了した「阿南市生活応援商品券」の換金請求期限は、11月30日(月)(必着)となっています。阿南市生活応援商品券取扱登録店舗の皆さまは、必ず期限内での換金請求手続きをお願いします。

問い合わせ 商工戦略課(商品券事業担当) ☎22-0527

おくりもの

吉井小学校へ

●金11万円

日開野町 松崎憲一様から
学校教育充実のため

以上、ご寄付いただき
ありがとうございました。

「差別落書き」を許さない

「差別落書き」とは、偏見や差別に基づき、人の心を傷つけたり、侮辱する言葉などを用いたりした落書きのことをいいます。

「差別落書き」の放置は、落書きを見た人に新たな差別意識を植え付け、差別を助長する恐れがあります。

一人一人が「差別落書きは悪質かつ卑劣な行為であり絶対に許さない」という認識をもち、差別につながる行為をしないこと、見逃さないことが大切です。

市内事業所の皆さまへ

人権をふみにじる悪質な落書きなどを防ぐために、トイレなどの人目に触れにくい場所の点検など、落書きをしにくい環境の整備とともに事業所における人権啓発をお願いします。

差別落書きを発見したら

万が一、人権を侵害するような内容の落書きなどを発見したときは、その場で消去せず、落書きの部分を人目に触れないよう紙もしくは色付きビニールなどで覆い、保存の上、速やかに市または法務局などへ連絡をお願いします。

問い合わせ
人権・男女共同参画課 ☎22-3094
人権教育課 ☎22-3392

浄化槽の水質検査を 受けましょう

◆法定検査

浄化槽を設置している場合は、法律により1年に1回、放流水の水質検査を受検することが義務づけられています。

この検査は、徳島県知事指定検査機関である(公社)徳島県環境技術センターが実施しますので、通知があった場合は、必ず受検してください。

※浄化槽法により、未受検者には罰則規定が設けられています。

◆保守点検

浄化槽の保守点検は、2～4カ月に1回以上実施しなければなりません。

この保守点検を行うためには専門的な知識や器具が必要ですので、県知事に登録した専門業者に委託してください。

◆清掃

浄化槽の清掃は1年に1回以上実施することが義務づけられています。本市が許可した業者に委託してください。

問い合わせ
(公社)徳島県環境技術センター ☎088-636-1234
浄化槽なんでも相談窓口 ☎088-636-1177
環境保全課 ☎22-3413

年金相談 Q&A



Q 自営業を営み、国民年金に加入しています。日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られてきましたが、納付忘れの月があることに気づき、納めようと思います。年内に納めれば今年分の控除対象となりますか。

A 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料の額を証明する控除証明書の内容は、本年1月1日から9月30日までに納付された国民年金保険料の額と年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。この控除証明書に記載されている保険料以外に年内に納めている保険料があるときは、その領収書を添付すれば合わせて税金の控除対象になりますので、控除証明書と領収書は大切に保管してください。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118